

トウキョウ X (TOKYO X) プロモーション業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

トウキョウ X (TOKYO X) プロモーション業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(3) 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が指定する場所

(4) 目的

トウキョウXは平成9年に東京都畜産試験場が開発した系統豚であり、現在は財団が系統維持および種豚の生産供給を行っている。生産農家はこの種豚をもとにブランド豚肉TOKYO Xを生産し、指定の流通業者がこれを流通・販売している。（系統豚トウキョウ X から生産された豚肉ブランドを TOKYO X という）。

令和2年度には財団再編整備により豚舎を移設し、種豚供給力の強化が図られている。加えて令和3年度には流通業者の複数体制が確立し、TOKYO Xの需要は一層高まっている。

一方で令和3年度の調査により生産増頭を目指すうえでの生産農家不足が示唆され、開発以降数々のメディア媒体に取り上げられ脚光を浴びてきたトウキョウXであるが、新規生産農家獲得のためのより一層のブランディングが必要とされている。

また同調査では特に若年層における認知度の低さが指摘されており、特に 20～30 代の一般消費者へのプロモーションも必要とされている。

本事業を通じ、トウキョウ X (TOKYO X) の魅力や価値を広く情報発信し、魅力や価値を共有することにより、生産農家の新規獲得及び若年層を中心とした一般消費者の認知向上を図る。

本業務の実施にあたっては、民間の知識やノウハウ等を活用して効果的かつ効率的な事業運営に資するため、プロポーザル企画提案方式により運営事業者を決定する。

(5) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(6) 選定事業者数

1 者

2 事業提案上限額

1 4, 9 9 9, 9 3 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都の物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目「催事関係業務」又は「広告代理」に登録があり、「A」等級に格付けされていること。又は、過去3か年以内に同種の取組を含む広告の運営実績があること。（この場合、実績確認のため、可能な範囲で当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること）。ただし、東京都から指名停止措置を受けているものを除く。
- (7) 農業関係のプロモーションに関与した経験を有する事業責任者を配置できる者であること。

4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 資料の配布

仕様書及び財団の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込

様式1「企画提案参加希望票」、様式2「会社概要・実績一覧表」等を提出すること。

- ・ 期 間：令和6年4月12日（金）から令和6年4月19日（金）まで
午前10時～午後5時（正午～午後1時は除く）
ただし、最終日は正午まで（必着）
- ・ 申込先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
- ・ 方 法：郵送または持参
郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3) 指名通知

指名をした者のみに対し、令和6年4月25日（木）までに電子メール等で指名通

知を行う。

5 事業説明会について

事業説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問・回答は、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月2日（木）正午まで

※送付先アドレス x-promo@tdfaff.com

(2) 回答方法

令和6年5月8日（水）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提案に関する注意事項

ア 「仕様書」で要求する各項目について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。

イ 「仕様書」の要求仕様以外に、より良い提案がある場合は、併せて提案すること。

ウ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、頁数は30ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「トウキョウ X (TOKYO X) プロモーション業務委託企画提案書」と表記すること。

「仕様書」を踏まえ、以下の項目について必ず記載すること。

- ① 履行体制（人員体制、役割分担など）
- ② 業務責任者の略歴（業績を含む）
- ③ 業務実績（特に官公庁、他団体の受託実績、農業に関するプロモーションの企画立案支援業務や広告業務等の実績について明示）
- ④ 工程スケジュール（業務別の作業項目、受託者、財団の作業内容等）
- ⑤ 企画案
 - ・ 基本的な考え方と取組方針、全体構成
 - ・ トウキョウ X (TOKYO X) プロモーション動画の企画構成及びイメージ案
 - ・ 情報発信及び広告掲載等の企画案（プロモーション・PR施策等）
- ⑥ その他（自由提案）

プロモーション動画制作、情報発信・広報、効果検証調査等について有効と思われることがあれば、仕様書記載以外の事項について積極的に提案すること。

イ 見積書（様式任意）

- ① 見積総額及び内訳について詳細に明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含む税込金額を表示すること。
- ② 見積書は、履行に係るすべての運営管理費用を含めることとする。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各10部を提出すること。うち8部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 提出期限

令和6年5月15日（水）17時（必着）

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター
〒198-0024 東京都青梅市新町6-7-1

エ 方 法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合的に判断して、事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出した企画提案書等をもとに行うものとし、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

- ・実施日：令和6年5月21日（火）予定
- ・実施時間：事業者による応募書類の提案説明25分、質疑応答15分／計40分
- ・実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

※時間等の詳細については別途通知する。

(2) 審査基準

項目	評価の視点	配点	計
実施体制 運営能力	管理運営体制(業務体制)は適切か、かつ確実な履行が期待できるか	5	20
	スケジュールが具体的に示され、履行期間内に実施が可能であるか	5	
	取組内容が明確で、事業目的を達成できる計画及び方法となっているか	5	
	プロモーションに関する知識や業務経験を有しているか 官公庁、他団体、法人等での受託実績及び履行状況は適切であったか	5	
企画提案力	東京の畜産業や財団事業を十分に理解し、都・財団の施策の充実に資する内容になっているか	10	40
	オリジナリティや話題性に富み、トウキョウX生産農家の新規獲得や若年層(20～30代)の一般消費者への認知向上につながる提案内容となっているか	10	
	多様な媒体やメディアの活用等、潜在層に対する効果的なアプローチ、情報発信手段を提案しているか	20	
動画企画構成 システム機能	本業務の内容・趣旨を踏まえ、生産農家や若年層の一般消費者等の関心、興味を喚起する魅力的なPR動画となっているか	20	30
	PR動画制作など、必要な技術及び機能を有しているか	10	
経費見積	積算内訳及び根拠が明確に示されているか、経費配分は妥当か	10	10
	仕様に掲げる業務経費がすべて計上されているか、業務内容と経費見積が大きく乖離していないか		
合 計			100

9 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和6年5月23日(木)までに電子メール等にて通知する。

なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

10 日程(予定)

公募・希望申出受付開始	令和6年4月12日(金)
公募締切	令和6年4月19日(金) 最終日は正午まで
企画審査会への指名通知	令和6年4月25日(木)
質問受付期間	令和6年4月25日(木)～5月2日(木) 正午まで
質問回答	令和6年5月8日(水)
企画提案書等の提出期限	令和6年5月15日(水) 17時まで
プレゼンテーションの実施	令和6年5月21日(火)

結果通知	令和6年5月23日（木）
------	--------------

1 1 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。
 なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

1 2 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター等は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。
- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。
- (4) 失格事項
 次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。
 ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合
 イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合
 ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提出がなかった場合
 エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻または欠席した場合
 オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
 カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

1 3 担当部署（連絡先）

公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター
〒198-0024 東京都青梅市新町6-7-1
電話番号 0428-31-2171（代表）
E-mail x-promo@tdfaff.com